

池 監 査 発 第 6 号
令和 6 年 6 月 1 3 日

(請求人様)

池田市監査委員 三 原 健 吾
 〃 山 本 明 人

池田市職員措置請求について（通知）

令和 6 年 5 月 2 0 日付で受け付けた池田市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査を実施しないことに決定したので通知します。

なお、藤本昌宏委員及び倉田晃委員は、法第 1 9 9 条の 2 の規定により除斥となりました。

記

本件住民監査請求は、池田市議会議員（以下「本件議員」という。）の市議会議員資格の有無の解明及び市議会議員としての資格がないのであれば、市議会議員報酬、政務活動費等の支払に伴い発生した池田市の被った損害が法第 2 4 2 条第 1 項の「違法又は不当な公金の支出」に該当すると主張し、不正に受領した議員報酬及び期末手当（約 6 7 0 万円）と政務活動費（約 6 0 万円）の池田市への返還を求めているものと解される。

法第242条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、監査請求を行うにあたり請求人は自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しなければならないとされている。

本件請求において、請求人が違法又は不当と主張する財務会計行為は、「池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」、「池田市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づく支出であり、各条例に基づく支出は行政の裁量の余地がない行為である。請求人は本件議員の市議会議員の資格がないのであれば池田市の被った損害を補てんするための必要な措置を講ずる旨を主張しているにとどまるものであり、財務会計上の行為である各条例に基づく支出についての違法性又は不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは言えない。

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を満たしていないと判断した。